

きらきらみどり いきいきおおいた

大分市緑の基本計画素案 (概要版)

～みどりの風でつつもう大分 残そう、増やそう、参加しよう～

■大分市緑の基本計画改定にあたって

大分市では平成12年5月に「大分市緑の基本計画」を公表し、緑の保全や創出など緑に関する施策に基づいて市民、事業者、行政が協働して緑に関する事業に取り組んでいます。

その後、約9年が経過する中、旧佐賀関町、旧野津原町との合併による市域の拡大、当計画の根拠法である都市緑地保全法の改正、社会や自然環境の変化などにより、緑の基本計画に関わる状況が大きく変化したことから、市民の皆様の協力を得ながら、昨年度より「大分市緑の基本計画」の改定作業を進めています。

市では、緑を守り、緑をつくり、その緑を後世に継承していくため、市民、事業者の皆様と一緒にこの基本計画を大きく育てていきたいと考えております。

この計画の趣旨にご理解をいただき、広く市民の皆様からのご意見を頂きたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

■緑の基本計画とは・・・

緑の基本計画とは、緑の持つさまざまな役割や機能に配慮して、市町村が創意工夫をしながら創る緑の総合的計画です。これによって、まち全体の緑地の保全や緑化の推進など、市の施策や事業を行う際の指針となります。また、緑の基本計画は、策定後に「市民への公表」が義務付けられています。

■緑の役割について

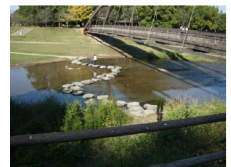
1. 環境保全の役割

緑は人や生物の住む環境を維持し、改善します



2. レクリエーションの役割

緑は人々にやすらぎを与え、多様なレクリエーションの場を提供します



3. 防災の役割

緑は火災の延焼を食い止め、土砂災害を防止するなどの効果があります



4. 景観形成の役割

緑はうるおいのある都市景観をつくることができます



■現在（平成 12 年策定）の計画との主な改正点

現在の計画との主な改正点は、次のような点です。

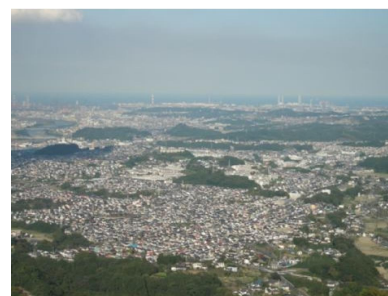
- 対象とする範囲に旧佐賀関町、旧野津原町が加わりました。
- 保全配慮地区、緑化地域の指定に関する事項を新たに加えました。
- 緑化重点地区の範囲や内容を見直しました。
- 将来の目標を見直しました。

■緑地の変化

大分市域全体では、約75%が緑で覆われています。このうち都市計画区域について平成12年と平成20年の緑地量の変化を比べてみました。市街化区域では都市公園の整備などによって緑地率が5.3%から8.6%へと増加しています。しかし、山林や農地などが多くを占める市街化調整区域では住宅団地などの開発によって97.2%から95.2%へと減少しています。

都市計画区域内の緑地量変化状況

	平成 12 年		平成 20 年	
	緑地面積 (ha)	緑地率	緑地面積 (ha)	緑地率
大分都市計画区域	24,911.9	69.0%	24,640.1	68.3%
市街化区域	581.5	5.3%	966.9	8.6%
市街化調整区域	24,330.4	97.2%	23,673.2	95.2%
佐賀関都市計画区域	—	—	789.4	68.7%
都市計画区域計	24,911.9	69.0%	25,429.5	68.3%



■計画の基本理念、緑化の目標

新しい計画においても、現計画の「基本理念」を継承し、計画を推進していきます。

また、緑化の目標については、現計画の目標に加え、新たに市街地での目標を追加しました。

基本理念

- 1) 大分らしさを活かした緑づくり
- 2) 人と自然が共生する地域づくり
- 3) 環境にやさしいまちづくり
- 4) ゆとりとうるおいのある生活空間づくり
- 5) 安心・安全のまちづくり
- 6) 市民参加の緑づくり

緑化の目標（目標年次：平成 40 年）

- 1) 緑地の確保目標
緑地面積を約 26,000ha (現在 25,429.5 ha)
- 2) 都市公園の整備目標
約 20 m²/人以上 (現在約 14.9 m²/人)
- 3) 市街地の緑化目標
市街化区域全体の緑被率を3%増
- 4) 公共公益施設の緑化目標
公共公益施設の緑化率を 20%以上
- 5) 民有地の緑化目標
・「1人1本緑を植えよう育てよう運動」の推進
・「緑を感じるまちづくり運動」の推進

※緑化率

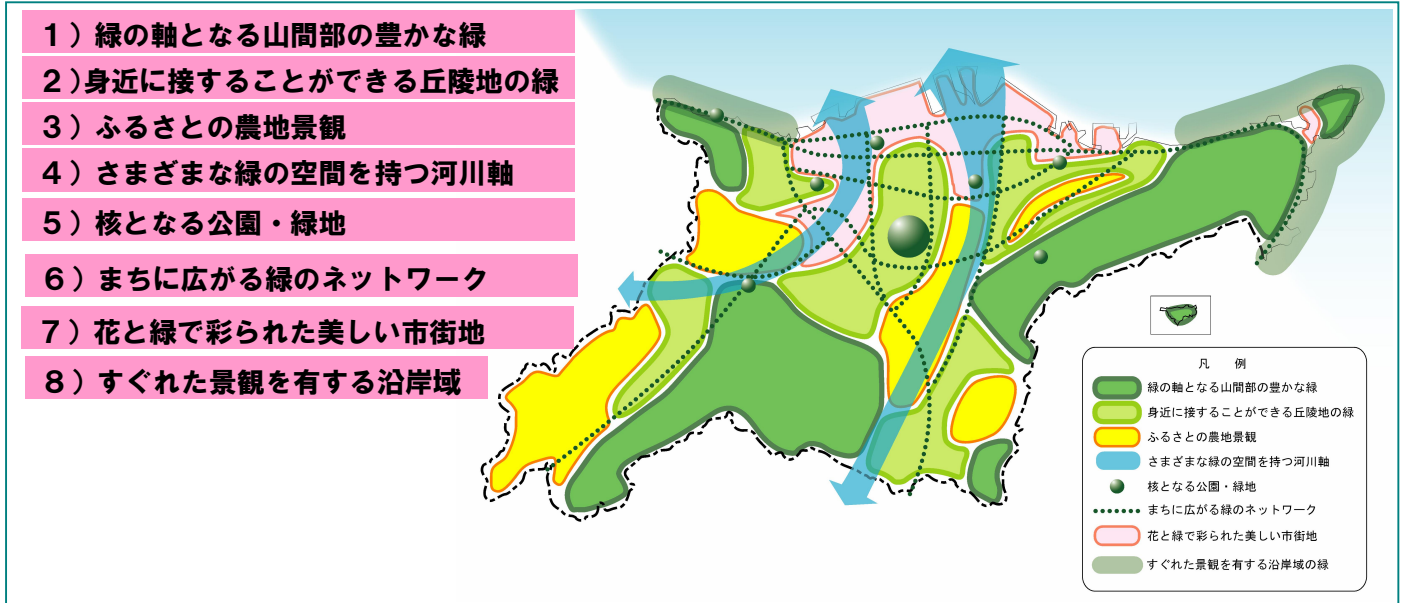
明確な区域境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積

※緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は、樹林地・草地・農耕地・水辺地・公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていないが自然的環境の状態にある土地の総称。

■緑の将来像

大分市の将来の緑の姿を次のように設定します。



■基本計画の具体的な内容

本計画では基本理念の具体化を図るため、緑の保全や創出などの施策を展開しています。概要を次に示します。

基本方針	緑の施策
緑を守り、 次代に残す	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や斜面地、農地、河川など、ふるさとの緑を守ります ・ 都市公園や公共公益施設の緑を守ります ・ 社寺林や民有地の緑を守ります
緑をつくり、 増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園などの整備を図ります ・ 都市公園や道路、河川、学校などの公共公益施設の緑化を推進します ・ 住宅地や商業地、工業地、駐車場などの緑化を推進します。
みんなで考え、 行動する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、NPO、事業者、行政などが、一体となった緑への取り組み体制を整えます。 ・ 緑の教室の開設やイベントの開催等を通じて、緑に対する意識の高揚を図っていきます。

■保全配慮地区

保全配慮地区とは、市民緑地や条例による保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定められる地区のことです。

大分市においては、条例に基づく「郷土の緑保全地区」(※)を保全配慮地区と同等として取り扱うものとします。現在、大分市には15箇所約41haの郷土の緑保全地区が指定されており、今後も、環境保全等の観点から、必要な地区に指定を行っていきます。



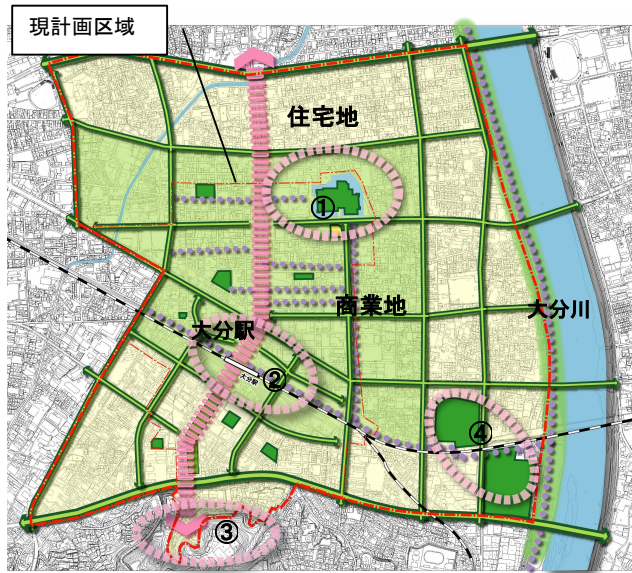
郷土の緑保全地区（三芳）

※郷土の緑保全地区

大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地の保全制度で、基本的に届出制であり、また、市民との協定制度も取り入れられた柔軟性のある制度

■緑化重点地区

緑化重点地区とは計画の目標を具体化するため、緑化の推進を優先的、重点的に行うモデルとなる地区のことです。これまで大分市では「大分駅周辺地区」において緑化重点地区を指定し、支援制度等を活用しながら緑化に取り組んできましたが、今回、他事業や関連計画との整合性を考慮し、次に示す概ね457haの区域に変更します。緑化重点地区では主に次のような整備を目指していきます。



緑の拠点:①大分城址公園、②大分駅周辺、③上野丘周辺、④大友氏館跡歴史公園周辺を拠点とし、先導的に緑化を推進していきます。

花と緑に彩られた都心南北軸: 地区を南北方向に結ぶ都心南北軸については、街路樹や沿道建築物の緑化によりシンボリックな道路空間づくりを進めます。

道路:街路樹の設置や適切な維持管理により緑陰効果を高め、快適な緑のネットワークを形成します。また、フラワーポット等による花と緑の憩いの空間づくりを進めます。

緑化:公共公益施設、民間施設(商業地・住宅地)の緑化を推進していきます。

公園:新たな公園の整備や既存公園の再整備を推進します。

■緑化地域

緑化地域とは、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度で、平成16年の都市緑地保全法の改正により新たに加えられた制度です。大分市では今後、市街化区域を対象範囲として、地区住民の意見を聞きながら緑化地域指定の検討を行います。

■基本計画のイメージ

大分市緑の基本計画を絵であらわしてみました。

基本計画という木をこれから大きく育てていくには、市民、NPO、事業者、行政という木の栄養素が必要になります。このどれが欠けても木は育ちません。この栄養素を肥料としていろいろな事業の実や花をつけていきます。



■緑の基本計画ができるまでの流れ

基本計画策定委員会発足

計画案の検討
・緑の現況
・計画案の作成 等

基本計画素案作成

公聴会の開催
パブリックコメント

基本計画修正案作成

計画のまとめ

緑の基本計画の公表

具体的事業の展開

ご意見やご質問など大分市緑の基本計画へのお問い合わせ先

大分市都市計画部公園緑地課緑化計画係 担当 吉田・大津 TEL097-537-5975